

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年7月2日

金曜日

第4806号

目次

告 示	
○富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正	1
○道路の位置の指定	3
○都市計画事業の事業計画の変更認可	
訓 令	
○富山県道路監理員規程の一部を改正する訓令	4
○富山県文書管理規程の一部を改正する訓令	
公 告	
○令和3年度屋外広告物講習会の開催	5

告 示

富山県告示第318号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和51年富山県告示第 313号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和3年7月2日

富山県知事 新 田 八 朗

4の表眼科診療料の項を次のように改める。

眼科診療料	水晶体	乱視あり 再建に 使用す る多焦	連続焦点型	1回	211,640円
			焦点数3		211,640円
			焦点数2		181,390円
		連続焦点型	198,330円		

点眼内 レンズ	焦点数3	198,330円
	焦点数2	155,980円

4の表中

「	多発性 内分泌 腫瘍症 1型	MEN1スクリ ーニング	97,900円
		クイックMEN 1スクリーニン グ	139,700円
	多発性 内分泌 腫瘍症 2型	MEN2スクリ ーニング	53,900円
		クイックMEN 2スクリーニン グ	80,300円

を

「	多発性 内分泌 腫瘍症 1型	MEN1スクリ ーニング	97,900円
		MEN2スクリ ーニング	53,900円

に改める。

(医務課)

富山県告示第319号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和3年7月2日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	5.00	29.93	砺波市豊町二丁目246番	砺波市豊町二丁目244番	令和3年 6月16日

富山県告示第320号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

小矢部市

2 都市計画事業の種類及び名称

小矢部都市計画道路事業

3・4・24号 寄島西中野線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成29年10月18日から令和3年7月29日まで

号中「次のように」を削り、同項第3号中「次のように定め」を「定め」に改め、同項第4号中「次のように」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

(総務課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

令和3年度屋外広告物講習会の開催

富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第26条第1項の規定により、令和3年度屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、同条例第33条の3第2号の規定により公示する。

令和3年7月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 講習会の開催日時

令和3年8月6日（金）午前9時30分から午後4時30分まで

2 講習会場

富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 611号室

3 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講定員 30名（1業者につき1名を限度とし、受講申込の先着順とする。）

5 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）第26条第2項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

6 受講申込先

富山市大泉東町一丁目11番28号

富山県屋外広告美術協同組合

7 受講申込期間

令和3年7月2日（金）から令和3年7月30日（金）まで

8 受講手数料

3,000円（納付方法は、受講者を決定したときに通知する。）

9 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第 139号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第44条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの

10 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

11 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-3355）に問い合わせること。